

令和8年度
(仮称)まちなか新団地買取事業

— 実施方針 —

鷹栖町

目 次

第1章 事業内容に関する事項	
1. 事業の名称	1
2. 事業に供される公共施設の種類	1
3. 事業のテーマ	1
4. 事業の目的	1
5. 事業内容	1
6. 事業手法	1
7. 事業者の業務範囲	1
8. 町の支払いに関する事項	2
9. 事業スケジュール	2
10. 事業に必要とされる根拠法令等	2
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	
1. 事業者の選定に係る基本的な考え方	3
2. 事業者選定のスケジュール（予定）	3
3. 応募者の構成要件	3
4. 応募者の制限等	3
5. 応募者の構成企業の変更について	4
6. 提案審査に関する事項	4
7. 契約に関する基本的な考え方	5
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1. 基本的な考え方	5
2. 責任分担の概要	5
3. 町の支払いの概要	5
4. 町による事業の実施状況確認	5
第4章 買取公営住宅の設計、建設に関する事項	
1. 立地条件	6
2. 買取公営住宅の概要	6
第5章 協定、契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
1. 係争事由に係る基本的な考え方	7
2. 管轄裁判所の指定	7
第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	7
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	7
第7章 法制上および税制上の措置並びに金融上の支援に関する事項	
1. 法制上および税制上の措置	7
第8章 その他事業の実施に関し必要な事項	
1. 応募提案書作成等に伴う費用負担	7
2. 情報公開および情報提供	7
3. 実施方針等に関する説明会の開催	7
4. 実施方針等に関する質問の受付および回答の公表	8
5. 実施方針等の変更	8
6. 本事業に関する鷹栖町の問い合わせ先	8
■ 資料1・資料2・資料3・別紙1・別紙2・別紙3	9～14

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業の名称

(仮称) まちなか新団地買取事業 (以下「本事業」という。)

2. 事業に供される公共施設の種類

公営住宅、共同施設 (駐車場等)

3. 事業のテーマ

高齢者をはじめ、障がいのある方や子育て世帯など、誰もが安全・安心して暮らせる住環境の実現。

4. 事業の目的

(仮称)まちなか新団地買取事業に際し、優れた企画力・技術力等の総合力を備えた民間企業の創意工夫により、公民のパートナーシップのもとに計画的な公営住宅の供給を図ることを目的とします。

5. 事業内容

本事業は、鷹栖町 (以下「町」という。) が所有する敷地に、公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) の規定に基づき、事業者が設計・建設した住宅等を町が、公営住宅及び共同施設として買取るものである。

6. 事業手法

- ・事業者は、当該敷地に所定の性能を有する住宅等を整備する。
- ・事業者は、建設に支障となる既存住宅や電柱等の移設や解体撤去処分を行う。
- ・町は住宅等の完成後、これを公営住宅及び共同施設として買取る。

7. 事業者の業務範囲

事業者が行う主な業務は次のとおりであり、その他の詳細は本事業に係る募集要項等に示す。

①団地全体計画の検討

- ・公営住宅住棟配置

②買取公営住宅の整備

- ・買取公営住宅に関する調査、設計及び建設
- ・敷地の測量及び確定測量、外構設計
- ・支障建築物等の解体除却処分
- ・工事監理
- ・近隣対応および対策
- ・買取公営住宅整備に関する各種申請等の業務
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

③その他の業務

- ・交付金申請手続き等の資料、データの提供
- ・各種交付金申請等及び会計検査対応において、町が必要とする資料等の提供を行う。

8. 町の支払いに関する事項

事業者に対する町の支払いは、町と事業者が協議して決定した売買代金を、売買契約締結後に適法な請求のあった日から 30 日以内に支払う。

9. 事業スケジュール

別紙1「令和8年度（仮称）まちなか新団地買取事業スケジュール」に記載。

10. 事業に必要とされる根拠法令等

次に掲げる関連の各種法令に遵守することとする。

(1) 法令・条例

- ① 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ③ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）
- ⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑥ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑧ 景観法（平成16年法律第110号）
- ⑨ 民法（明治29年法律第89号）
- ⑩ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ⑪ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）
- ⑫ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）
- ⑬ 北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）
- ⑭ 公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103号）
- ⑮ 北海道ユニバーサルデザイン整備指針
- ⑯ 北海道環境共生型公共賃貸住宅整備指針
- ⑰ 鷹栖町公営住宅等の整備基準に関する条例（平成25年条例第6号）
- ⑱ その他本事業に関連する法令、条例等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の選定に係る基本的な考え方

応募者の提案による事業計画（土地利用計画、住宅計画等）の妥当性、取組方針、事業実施の確実性、事業費等を総合的に審査し、事業の事業者を適正かつ公平に選定するため、「プロポーザル方式」を採用し、最優秀提案者として選定された事業者を優秀交渉権者として事業実施に向けた協議を行う。

2. 事業者選定のスケジュール（予定）

別紙1「令和8年度（仮称）まちなか新団地買取事業スケジュール」に記載。

3. 応募者の構成要件

- （1）買取型公営住宅を設計・建設できる企画力、技術力及び経営能力を有する①施工事業者と②設計等事業者で構成するグループとする。グループの代表者は、施工事業者の代表企業とする。グループの構成企業は、他の提案者グループの構成企業として重複参加していないこと。

①施工事業者の資格要件

- ・ 上川管内に本社、本店又は支店を有し、鷹栖町における建設工事等競争入札参加資格者名簿において「建築工事」の登録を有する単独企業、複数企業等で構成される企業体であること。
- ・ 代表企業は鷹栖町における建設工事等競争入札参加資格者名簿において「建築工事」の格付がA等級に登録されていること。
- ・ 代表企業は特定建設業（建築）の許可を受けていること。
- ・ 代表企業は監理技術者を、その他の企業は監理技術者又は主任技術者を3か月以上の雇用関係のある者を専任で配置できること。
- ・ 代表企業は、平成28年度以降に公営住宅（買取公営住宅を含む。）等の公共賃貸住宅の建築主体工事を元請として施工した実績があること。

②設計等事業者の資格要件

- ・ 上川管内に本社、本店又は支店を有し、鷹栖町における建設工事競争入札参加資格者名簿において「建築設計」の登録を有する一級建築士事務所であること。
- ・ 工事監理者を配置できること。
- ・ 平成28年度以降に公営住宅（買取公営住宅を含む。）等の公共賃貸住宅を設計した実績があること。

4. 応募者の制限等

応募者が単独企業の場合は、次のいずれも該当しないこと。また応募グループの場合は、次のいずれにも該当する構成員を含まないこと。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ・ 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申し立て、又は、通告がなされている者。
- ・ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産申し立てがなされている者。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による会社更生手続開始の申し立てがなされている者。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申し立てがなされている者。

- ・「鷹栖町建設工事等参加資格者指名停止等措置要綱」（平成 12 年 5 月 1 日）第 2 条による指名停止の措置を受けている者。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖処分を受けている者。
- ・国税、道税及び市町村税を滞納している者。

5. 応募者の構成企業の変更について

応募者登録以降における構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合や特に町長が認めた場合（指名停止等に該当する場合を除く）、または資格要件及び応募者の制限等に抵触するような事態が生じた場合は町と協議を行い、町が承諾した場合に限り、構成企業の変更又は追加を行うことができる。

6. 提案審査に関する事項

①審査体制

技術提案書の審査は、(仮称)まちなか新団地買取事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。審査委員会の要綱については、別に定める。

②審査方法

- ・審査委員会は、応募者により提出された技術提案書により審査を行う。
- ・応募者から提出された参加表明書等の書類について、参加資格要件の適否の確認を行い要件を満たしていない場合は失格とする。
- ・第 1 段階審査は、事務局において買取価格の定量的事項について審査し、予定買取価格を超えている場合は失格とする。
- ・第 2 段階審査は審査委員会により、応募者の技術提案書について総合的に審査する。
- ・その他の詳細については、本事業に係る募集要項等に示す。

③審査項目

- ・事業計画、土地利用計画、買取公営住宅の施設計画等の評価
- ・事業実施の確実性
- ・提案金額

その他、詳細については、本事業に係る募集要項等に示す。

④審査の結果の公表及び通知

審査結果の概要については、町ホームページに公表するとともに応募者に通知する。

⑤事業者を選定しない場合

事業者の募集、提案の審査及び選定において、最終的に応募者がいない、又はいずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減が見込めない、若しくは第 2 段階審査の最低基準点が満たない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には事業者の選定を行わず、その旨を公表する。

⑥著作権および技術提案書等の取り扱いについて

技術提案書等の著作権は町に帰属するが、審査及び審査結果の公表、展示その他の場合で、町がこの事業に関し必要と認めるときは、町はこれが無償で利用できるものとする。

技術提案書等の非公開を求める場合には、その旨を技術提案書に記載すること。記載なき場合は、公開に同意したものとみなす。また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。

なお、応募提案書等の書類は返却しない。

7. 契約に関する基本的な考え方

①事業契約の概要

町は、優先的交渉権者となった応募者又は、応募者グループの全構成員と売買契約の締結に向けて、必要となる事項等について工事着手前に基本協定を締結する。

事業者は、町が実施する買取公営住宅の完了確認後、速やかに必要な手続きを行った上で、売買契約を締結する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的な考え方

効率的な整備及び管理を目指した買取公営住宅の供給を行うため、町と事業者のうち事業執行上のリスクを最も良く管理することができる者が、当該リスクを分担することを基本に、町と事業者のリスク分担は、原則として「資料1 リスク分担表」による。

その他の詳細事項については、本事業に係る募集要項において示す。

2. 責任分担の概要

事業者が責任を持つ範囲の概要は次のとおりとする。

- ・買取公営住宅の設計、工事監理及び建設
- ・買取公営住宅の要求水準の確保
- ・支障建築物の解体除却

なお、具体的な責任範囲は、募集要項等によるものとし、基本協定及び売買契約で規定する。

3. 町の支払いの概要

町は次の費用を事業者に支払う。

尚、その他の詳細は、本事業に係る募集要項等によるものとし、基本協定及び売買契約で規定する。

①町と事業者で協議し決定した買取価格

4. 町による事業の実施状況確認

町は、事業者の実施業務に関して、次の事項に対する確認を行う。

尚、その他の詳細は、本事業に係る募集要項等によるものとし、基本協定及び売買契約で規定する。

①基本設計・実施設計時

町は、事業者によって行われた設計が、買取公営住宅等に関する要求水準書の内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。

②工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を指定して工事監理を行い、定期的に工事施工及び工事監理の状況についての町の確認を受ける。

また、事業者は、町が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

③工事完成時

事業者は、施工記録を用意し、町の検査を受ける。

この際、町は施設の状況が買取公営住宅等建設に関する要求水準書の内容に適合しないと認められる場合は、買取協定に基づき、補修又は改造を指示することができる。

第4章 買取公営住宅の設計、建設に関する事項

1. 立地条件

- ・建設地 上川郡鷹栖町北1条2丁目145番6、145番22の内
- ・現況 そよかぜ団地21、22号棟2棟8戸（屋外物置その他付帯施設）
- ・敷地面積 2,298.35㎡（145番6）、約1,930㎡（145番22の内）
- ・地域 都市計画区域内、法22条区域
第2種中高層住居専用地域、建蔽率60%、容積率200%
下水道処理区域

2. 買取公営住宅の概要

設計・施工仕様は、公営住宅整備基準及び買取公営住宅等建設に関する要求水準を満たすこととし、その他の詳細は、本事業に係る募集要項等で示す。

買取公営住宅の配置に当たっては、周辺施設への悪影響を与えないよう十分配慮するとともに、入居者の居住環境にも配慮すること。

また、周辺住民への対応は、事業者の責任において行うこと。

施設	概要		
買取公営住宅	構造	木造平屋	
	型別	(単身世帯向) 1LDK	(二人以上世帯向) 2LDK
	住戸専用面積	55㎡ (面積は±5%程度)	65㎡ (面積は±5%程度)
	整備戸数	8戸 (令和9年度4戸)	8戸 (令和9年度4戸)
駐車スペース	20区画以上（内4区画は車椅子使用者専用駐車場）、アスファルト舗装（区画線）		
物置	2～3㎡／戸程度で住戸組込みも可とする。		
自転車置場	整備する。		
外構工事	提案を受けた外構工事一式（植栽、花壇、外灯等）		
解体工事	既存公営住宅2棟8戸（その他付帯施設を含む。）の解体・撤去		

第5章 協定、契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

基本協定及び売買契約の解釈について疑義が生じた場合には、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本協定及び売買契約に定める具体的な措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び売買契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、基本協定で定める事由ごとに、町及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、本事業に係る資産の取り扱いを含め、基本協定書の規定に従い、事業を終了する。

第7章 法制上および税制上の措置並びに金融上の支援に関する事項

1. 法制上および税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 応募提案書作成等に伴う費用負担

応募提案書作成等に関する費用については、全て応募者の負担とする。

2. 情報公開および情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページを通じて適宜行う。

3. 実施方針等に関する説明会の開催

①説明会の開催

この「実施方針」の内容の他、「募集要項」、「要求水準書」、「選定審査基準」、「様式集」（以下、「実施方針等」という。）について、次により説明会を開催する。

- ・日 時 — 令和8年9月18日（金）15：00～
- ・場 所 — 鷹栖町役場 3F 委員会室 A
- ・参加者 — 本事業に参加予定の民間企業。ただし、1企業につき3名までとする。

②敷地の見学

応募予定者は現地確認を行うことができる。

③参加申込み方法等

・当説明会に出席を希望する場合は、別紙2「実施方針等説明会参加申込書」に所定の事項を記入し、令和8年9月17日（木）17：00までに本事業に関する町の問い合わせ先へ持参、ファックス、または電子メール（添付ファイル）により送付するものとし、電話による受付は行わない。なお、都合により申込みができなかった参加希望者は、当日の出席も受け付ける。出席に当たっては、町ホームページより「実施方針等」をダウンロードして持参すること。

・実施方針等に関する質問は別途書類形式で行うため、当日の口頭での質問は受け付けない。

4. 実施方針等に関する質問の受付および回答の公表

①実施方針等に関する質問の受付

令和8年9月18日（金）から9月25日（金）の9:00～17:00までの間、本事業に関する町の問い合わせ先において、実施方針等に関する応募者からの質問（以下「質問」という。）を受け付ける。

- ・本事業に関して質問がある場合には、別紙3「（仮称）まちなか新団地買取事業に関する質問書」に所定の事項を記入し、本事業に関する町の問い合わせ先へ持参、または電子メール（添付ファイル）により送信するものとし、電話の受付は行わない。

持参する場合の受付時間は、午前9時から午前12時および午後1時から午後5時までの間とする。電子メールでの受付は、受付開始日の午後1時から受付終了日の午後5時までの間に受付窓口のメールアドレスにおいて受信したものを有効とする。

②実施方針等に関する質問の回答

提出された質問に対しては、令和8年9月29日（火）から町ホームページで公表する。

なお、回答に当たっては質問を行った企業名等は公表しない。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合がある。

5. 実施方針等の変更

実施方針等公表後における応募希望者からの質問を踏まえ、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。この場合は、町のホームページでその内容を公表する。

6. 本事業に関する鷹栖町の問い合わせ先（受付窓口）

■鷹栖町建設水道課 建築係

〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

ファクス：0166-74-3312

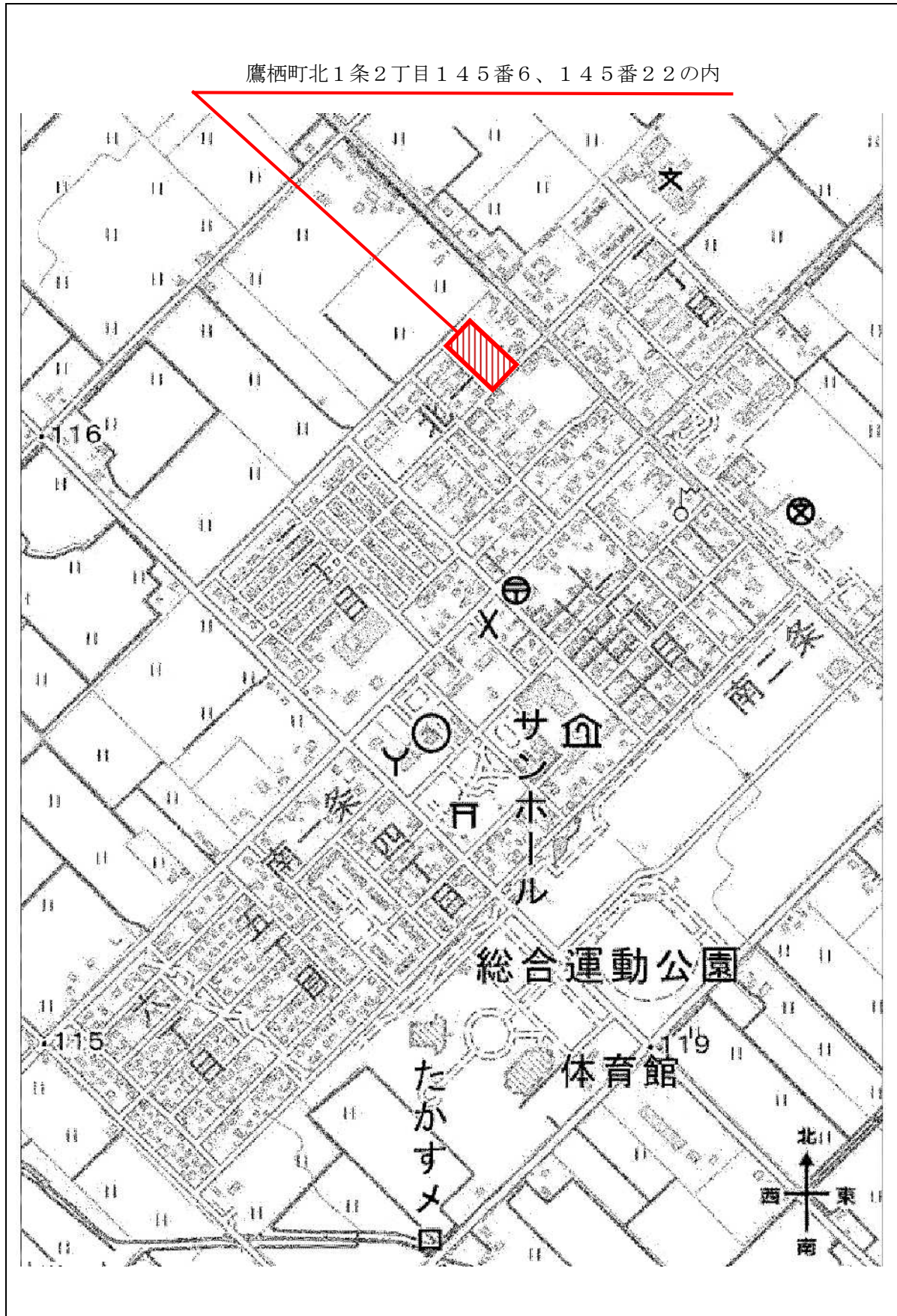
電子メール：kensetu3@town.takasu.lg.jp

鷹栖町ホームページ：http://www.town.takasu.hokkaido.jp

資料１ リスク分担表

	リスクの種類	概要	町	事業者
共通事項	1. 募集要項	記載内容の変更等	●	
	2. 契約締結	事業者の事由による契約締結遅延等		●
	3. 政策	町の政策変更による事業の変更・中断・中止等	●	
	4. 許認可取得遅延	町の事由による許認可等取得遅延	●	
		上記以外の事由による許認可等取得遅延		●
	5. 第三者賠償	事業者の事由による第三者賠償等		●
		上記以外の事由による第三者賠償	●	
	6. 住民対応	本事業に対する（町の要求に起因する）反対運動等	●	
		事業者の提案内容・業務に対する苦情等		●
	7. 環境問題	町の要求に起因する環境問題	●	
		事業者の提案内容・業務に起因する環境問題		●
	8. 発注者責任	事業者が発注する契約の管理・内容変更等		●
	9. 不可抗力	買取り前の不可抗力	●	●
計画	1. 測量・調査	町が実施した測量・調査に関するもの	●	
		上記以外の測量・調査に関するもの		●
	2. 計画・設計・仕様変更	町の事由による変更・遅延	●	
		上記以外の事由による変更・遅延		●
	3. 各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生		●
	4. 資金調達	金融機関等からの資金調達の不足等		●
	5. 地下埋設物	町が行った調査又は明示した資料の範囲内における地下埋設物に起因する事業の中断・遅延等	●	
		上記以外の事由による事業の中断・遅延等		●
	6. 埋蔵文化財			●
	7. 土地の瑕疵（土壌汚染）		●	
建設	1. 設計・仕様変更	町の事由による変更	●	
		上記以外の事由による変更		●
	2. 工事遅延	町の事由による完工遅延	●	
		上記以外の事由による完工遅延		●
	3. 工事監理	工事監理に関するもの		●
	4. 工事費増大	町の事由による工事費増大	●	
		上記以外の事由による工事費増大		●
	5. 施設損傷			●
	6. 物価変動	建設期間中におけるインフレ・デフレ	●	●
買取後	7. 資金調達	金融機関等からの資金調達の不足等		●
	8. 電波障害対策	電波障害対策費の上昇		●
	9. 安全性確保	事業者の事由による事故等の発生		●
	1. 建物瑕疵			●
	2. 施設損傷	入居者の事由による施設の損傷	●	
		上記以外の事由による施設の損傷		●
	3. サービス水準見達	要求水準への不適合によるもの		●

資料2 位置図



道々雨竜旭川線

722-1

722-23

722-22

722-20

15-42

145-22

723-34

723-70

723-165

723-35

723-153

723-71

723-154

723-119

723-157

723-62

723-166

723-118

723-61

723-164

145-55

145-99

145-53

145-52

145-56

145-6

145-43

723-63

723-149

723-116

723-64

723-168

723-100

723-156

723-85

723-155

723-87

723-89

723-90

723-91

723-81

723-117

723-127

723-161

723-163

723-121

723-162

723-94

723-95

723-96

723-1

723-7

723-169

723-93

723-120

723-101

723-102

723-103

723-104

723-105

723-106

723-107

723-108

723-109

723-110

723-111

723-112

723-113

723-114

723-115

723-116

723-117

723-118

723-119

723-120

723-121

723-122

723-123

723-124

723-125

723-126

723-127

723-128

723-129

723-130

723-131

723-132

723-133

723-134

723-135

723-136

723-137

723-138

723-139

723-140

723-141

723-142

723-143

723-144

723-145

723-146

723-147

723-148

723-149

723-150

723-151

723-152

723-153

723-154

723-155

723-156

723-157

723-158

723-159

723-160

723-161

723-162

723-163

723-164

723-165

723-166

723-167

723-168

723-169

723-170

723-171

723-172

723-173

723-174

723-175

723-176

723-177

723-178

723-179

723-180

723-181

723-182

723-183

723-184

723-185

723-186

723-187

723-188

723-189

723-190

723-191

723-192

723-193

723-194

723-195

723-196

723-197

723-198

723-199

723-200

54.000

36.000

17.000

48.000

4.766

18.000

43.598

33.204

2.867

14.000

49.000

3.000

別紙１ 令和８年度（仮称）まちなか新団地買取事業スケジュール

	日 程（予定）	内 容
1	令和８年 ９月１５日（火）	実施方針等公表（鷹栖町ホームページにて公表） ・実施方針・募集要項 ・要求水準書・様式集 ・プロポーザル審査基準（買取上限額） ・基本協定書案、売買契約書案 実施方針等に関する質疑受付開始 （9/18～） 参加表明書受付開始 （9/18～）
2	令和８年 ９月１８日（金）	実施方針等説明会
3	令和８年 ９月２５日（金）	実施方針等に関する質疑受付締切り
4	令和８年 ９月２９日（火）	質疑に関する回答
5	令和８年１０月 ２日（金）	参加表明書提出期限
6	令和８年１０月 ６日（火）	参加資格審査通知書送付（受付番号通知）
7	令和８年１１月１０日（火）	提案書提出期限
8	令和８年１１月１３日（金）	第１段階審査（事務局による審査）
9	令和８年１１月１８日（水）	第２段階審査（審査委員会による審査） （プレゼン、ヒアリング） 最優秀応募者の選定－決定－通知
10	令和８年１１月 下旬	仮協定の締結
11	令和８年１２月 中旬	議会の議決（定例会又は臨時会）
12	令和８年１２月 下旬	基本協定の締結
13	令和８年１２月 下旬～	実施設計（設計性能評価申請、建築確認申請等） 団地整備計画・単独設計協議（上川総合振興局） 設計図書成果の確認
14	令和９年 ４月～ 令和９年１２月までに 売買契約を締結すること。	着手前協議・交付申請等（上川総合振興局） ８戸整備 工事着手、工事完了、竣工検査 売買契約締結、工事完成引き渡し、登記 支払い（８戸整備費・委託費）
15	令和１０年１月～	■ ８戸管理開始、入居開始
16	令和１０年１月～ 令和１０年１２月までに 売買契約を締結すること。	既存公営住宅２棟８戸解体（入居者移転後） 着手前協議・交付申請等（上川総合振興局） ８戸整備 工事着手、工事完了、竣工検査 売買契約締結、工事完成引き渡し、登記 支払い（８戸整備費・委託費）
17	令和１１年１月～	■ ８戸管理開始、入居開始

別紙2 令和8年度（仮称）まちなか新団地買取事業
実施方針等説明会参加申込書

FAX送信票

宛先：鷹栖町建設水道課 行き

FAX：0166-87-2850

令和 年 月 日

令和8年度（仮称）まちなか新団地買取事業 実施方針等説明会参加申込書

企業名				
参加者氏名 (1企業3名まで)	(申込窓口) 部署名 役 職		氏名	
	部署名 役 職		氏名	
	部署名 役 職		氏名	
電 話	() —			
F A X	() —			

（仮称）まちなか新団地買取事業 実施方針等に関する意見（提案）・質問書

（仮称）まちなか新団地買取事業実施方針等について、次のとおり意見
（提案）・質問を提出します。

企 業 名		
意見・質問項目	該当するものを○で囲んでください (1) 意見（提案）(2) 質問	タイトル
「実施方針等」の 該 当 箇 所	(〇〇ページの第〇の〇の〇…… 〇〇〇)	
内 容		

- ※ 意見（提案）・質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。
- ※ 意見（提案）・質問は、この様式1枚につき1件とします。
- ※ 意見（提案）・質問については、個別にはお答えしません。